

令和元年8月26日招集

第8回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第8回狭山市農業委員会総会

令和元年8月26日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 604会議室

議事日程

- 1 開会 午後3時00分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農用地利用集積計画案について
 - (2) 狭山都市計画生産緑地地区の変更について
 - (3) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (4) その他
- 5 閉会 午後5時00分

本日の出席農業委員 12名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 1名) 小林一洋

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松尾直人	主任 藤田仁実
---------	---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより第8回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願（写し）
- ・資料4 農用地利用集積計画（案）

席上に配付しました

- ・資料5 狭山市都市計画生産緑地地区の変更について（照会）
- ・資料6 農地法第3、4、5条の届出受理状況について
- ・資料7 生産緑地の斡旋について（依頼）
- ・資料8 追跡調査該当一覧表（結果報告）
- ・川越農林振興センターだより

- ・女性委員、推進委員のみ

関東ブロック女性農業委員等研修会開催要領

「農林水産省よりの農業における女性活躍推進に係るアンケート」への協力について

- ・堀兼地区委員・推進委員のみ

所有権移転斡旋申出書となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

事務局 それでは、これより第8回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第8回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号6番 小林委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたのでご報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号12番 浅見委員と13番 田口委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。

各地区推進委員の活動報告並びに計画について説明を求めます。

はじめに、入間川地区の粕谷推進委員さん。

粕谷委員 雨続きですぐ草畑になってしまう。草畑にしてしまう人に管理を促してはいるが応じてもらえない状況です。極力うなってもらえるように話している。

議 長 ありがとうございます。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 所有権移転の申出書の場所を2件回っています。一筆調査ですが、8月前半は暑すぎて動けませんでした。雨が多かったため、耕作しているのか草畑か判断しづらいです。

議 長 ありがとうございます。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 赤坂の全筆調査をしました。去年の図面と照らし合わせましたが、草畑はほぼ一緒に増えておらず、1件は改善されていました。草畑にしている人には、涼しくなるまで待ってくれと言われました。

議 長 ありがとうございます。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 夏草が伸びつつあるので様子を見つつ、一筆調査は9月に始めようと思っています。

議 長 ありがとうございます。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

小谷野委員 先日草畑の見回りをしましたが、なかなか改善されるのが難しい。

議 長 ありがとうございます。次に松村推進委員、お願いします。

松村委員 お盆過ぎに農地を見回りました。去年草だったところがまた草になっていました。笹井に、畑が雑木林になり、それを伐根した場所があり、そこをまだ整地しています。草畑が増えているので調整していきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 追跡調査と普通の調査で2日くらいかかりました。山の中の道が鬱蒼としてしまって、車が入れないが、勝手に伐採してしまうのは、地主に断らなきゃいけないと考えていたところ、局長より通知が出せると、対応してもらうことになりました。

昔は知らないうちに管理ができていた地域ですが、今はやっている人が限られています。

事務局 場所を今度教えてください。

議長 ありがとうございます。時節上、今年は雨が多く、草刈りが間に合わないということでしょうか。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条項の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字下田2151、地目は田、地積は596㎡です。現在は水稲が作付けされています。許可後も同様の作付けが計画されています。

譲受人は、狭山市柏原に居住する農業者で、田が3,821㎡、畑が1,546㎡、計5,367㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件を許可とするか、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

荒井委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字入間川字ニ3273番178、地目は畑、地積は369㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 なし 下水道 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。

事業計画者は狭山市で保育園経営の事業を行っている法人です。転用目的は保育園庭敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照下さい。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今荒井委員さんの説明の中で、下水、水道が入っていないということで、保育園として不思議に思う方もいると思いますが、図面を見ていただくと、線路側のほうには下水、水道が入っていて、ここから入るという解釈で、保育園児の生活には支障ないということですね。

荒井委員 はい。そうです。

議長 質疑等を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字上之原1094番1、地目は畑、地積は504㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は畑です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照下さい。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条および都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました、質疑等を受け付けます。

宮岡委員 補足ですが、土地利用計画図の中の、回転広場については、対象地は前面の道路が狭く交互通行が大変なので敷地内で回転したいということだと思います。

落合委員 畑を宅地にということですが、500㎡もいらぬのでは？

事務局 住宅の場合の農地転用は500㎡以下とされていますが、農林振興センターに確認したところ、旗竿敷地の竿部分は面積に含まなくてよいということでした。実際の竿部分は96.96㎡なので、本件の敷地は約400㎡ということになります。

議長 質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

田口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字富士見里1908番他7筆、地目は畑、地積は1,057㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。現在は耕起中、遊休農地、永年作物の作付けとなっています。

申請者は東京都中央区で電気の事業を行っている法人です。転用目的は鉄塔建替に伴う資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参照下さい。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

- 議長 説明が終わりました。
農振農用地について、除外をしていない、許可案件かどうかについて法に基づく内容を事務局からの説明をお願いいたします。
- 事務局 今回は一時転用であります。最終的には農地に戻します。農地法施行令第10条第1項第1号イの規定、一時的な利用とは最長3年で、仮設工作物の設置とは、資材置場、駐車場、道路等農地への復旧が容易にできる施設という規定があり、本件についてはこれらの規定に基づき不許可の例外と捉えております。
- 議長 ありがとうございます。質疑等を受け付けます。質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

- 久保田委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字城ノ越2324番1他1筆、地目は畑、地積は2,668㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。現在は耕起中となっております。

事業計画者はセブンイレブンジャパンです。転用目的は店舗です。詳細につきましては、資料図面を参照下さい。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし

- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としましては、農地法第5条、都市計画法第34条第9号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字金井林748番3、地目は畑、地積は15㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。現在は路地野菜の作付けとなっています。

事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は進入路敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照下さい。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としましては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料3

(整理番号1番の説明)

議長 説明が終わりました。

1点確認なのですが、生産緑地の指定を受けたところを引き続き相続も併せて生産緑地の指定をするから、相続税については一般農地並みの相続税額ということでよろしいですね。

事務局 生産緑地自体はあと3年で切れてしまいます。ですが、ここで納税猶予を受けるという事では、この方は引き続き生産緑地に指定したいという意図があるのだと思います。そうでないと、切れた途端に相続税の対象になってしまいます。今後、市街化区域内の農地ではありますが土地利用が図れるような土地ではないので、畑としてやっていこうという意図があるものと思っています。

議長 質疑等を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。(1)農用地利用集積計画案について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料4

(農用地利用集積計画についての説明)

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本計画を決定するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

この農用地利用集積計画につきましては、事務局において市に報告してください。

次に（２）狭山市都市計画生産緑地地区の変更について、事務局から説明を求めます。

事務局 資料５

（狭山市都市計画生産緑地地区の変更について）

議長 説明が終わりました。

質疑、意見等を受け付けます。

荒井委員 廃止ということの意味を教えてくださいませんか？

事務局 生産緑地の期間が３０年と決まっている中で、それを過ぎた場合に更新もできるし、解除することもできます。生産緑地にしていると市街化区域の中でも農地なので税金を安くすることができる、都市計画法上で緑地として扱っている部分も含まれている。そこで、生産緑地だと畑以外のものにできないので、相続などの機会のときに引き続きやるのか、やめて、開発などをするのかという話になってくるのです。

生産緑地というのが、まとまった区域で５００㎡以上ないと指定できないが、１箇所がやめるとなると５００㎡切ってしまうと、ほかの生産緑地だったところも、道連れで解除になってしまうことがあります。

今回の区域変更で減ったところですが、今日ここに保育園を作るという農地転用の届出が出ました。

議長 生産緑地制度は昭和４５年に都市計画法が大幅に改正されまして、市街化区域農地と、調整区域農地に分かれました。その時の税制で、市街化区域農地は税が上がってしまうということで、長期営農継続農地という制度で税の軽減を図った経緯があります。ところが、時限立法だったものですから、農業者を保護しようという目的で、生産緑地制度を作ったわけです。生産緑地の指定は市がするのですが、将来３０年間緑地として保全するということが都市計画上の制度として出てくるのです。

一方、農業者サイドから見ると、税の軽減を図って農業を安心してできると、指定を受けた３０年間は解除できません。解除の要件は、申請者が亡くなるか、手足が不自由で医師の証明があり農業ができない。この２点が主たるものであります。

廃止が出たときの最初の買取権者は、緑地として指定しましたので、行政です。最終的に更地になるには、市が「その土地は取得できません」と相手方に言って初めて第三者へ売買できるか、自分の土地利用ができるという厳しい制約があるのです。

荒井委員 ３０年経ちました、また継続しますという答えもあるわけですね？その場合にはまた３０年の契約なのですか？

議長 新しい制度は１０年ごとに見直しです。納税猶予制度と絡めてやると生産緑地を指定したら、本人が亡くなるか、手足が不自由で医師の証明があり、農業ができなくなるかしなければ、永久です。

質疑を受け付けます。

質疑、意見等、無いようですので、都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見等は「特になし」と事務局から報告してください。
次に（3）農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局
議長 資料6（法第3条、4条、5条届出について）
説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、次に（4）その他について、事務局からは何かありますか。

事務局 資料7
（生産緑地の斡旋について）
都市計画課より生産緑地の買取りについて、斡旋依頼があったもの。もし希望者がいれば、10月の総会までに事務局へ連絡してほしい。

資料8
（追跡調査の結果報告について）
（川越農林振興センターだより）

（訪問メモ）
先日、渡邊推進委員より、要望のあった件。運営委員会で案を提示させていただいたが、意見等あれば反映したい。

（農業委員・推進委員研修会について）
（関東ブロック女性農業委員等研修会開催要領について）
（農林水産省よりの農業における女性活躍推進に係るアンケート）
（所有権移転斡旋申出書について）
（懇親会について）

議長 委員から何かありますか。

無いようですので、これをもちまして、第8回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。